

accountability  
counsel

ACE  
Action against Child Exploitation

Action Labor Rights  
No Union No Rights

APIIL  
Advocates for Public Interest Law

anti-slavery

ASEAN YOUTH ORGANIZATION

FORUM-ASIA

AUSTRALIAN LAWYERS FOR HUMAN RIGHTS

BE SLAVERY FREE

Business & Human Rights Resource Centre

B4Ukraine



Clean Clothes Campaign  
East Asia

CORPORATE ACCOUNTABILITY LAB

Corporate Justice Coalition  
Protecting rights. Ending corporate abuse.

FASHION REVOLUTION

Human Rights Law Centre

FREEDOMUNITED  
LET'S END MODERN SLAVERY TOGETHER



財團法人環境權保障基金會  
Environmental Rights Foundation

HEARTLAND INITIATIVE



HUMAN RIGHTS WATCH

ICAR

IDSN  
International Dalit Solidarity Network  
WORKING GLOBALLY AGAINST CASTE-BASED DISCRIMINATION

ira international rights advocates

INVESTOR ALLIANCE FOR HUMAN RIGHTS  
AN INITIATIVE OF ICCR

JANIC

特定非営利活動法人  
日本ウイグル協会  
ياپونيه ئۇيغۇر جەمئىيىتى  
Japan Uyghur Association

KTNC Watch



PROJECT EXPEDITE JUSTICE

RESPONSIBLE sourcing network

ROSCIDET  
Réseau des Organisations de la Société Civile pour le Développement du Tonkin  
Sousgarde Environnementale et Développement Durable  
Environmental Protection and Sustainable Development

SMJ 移住連  
移住者と連帯する全国ネットワーク



THE FREEDOM FUND

TURC  
TRADE UNION RIGHTS CENTRE



VERITÉ  
Fair Labor. Worldwide.

WALK FREE

2023年4月26日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿

外務大臣 林芳正 殿

経済産業大臣 西村康稔 殿

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

法務大臣 齋藤健 殿

**人権デュー・ディリジェンス義務化立法  
及びその他の人権デュー・ディリジェンスの取り組みを促進するための各種立法等の導入  
を求める共同書簡**

我々、日本国内外の市民社会団体は、アジア・太平洋地域で大きな影響力をもつ日本政府に対して、2023年5月に開催されるG7広島サミット（主要国首脳会議）に先立ち、①企業に対して人権デュー・ディリジェンスの実施を義務付ける、バリューチェーン上の民事責任に関する条項を含む法律の制定、及び②その他の人権デュー・ディリジェンスの取り組みを促進するための各種立法等の導入（1. 強制労働品にかかる輸入規制、2. 人権侵害に関わる物品についての輸出規制、3. 公共調達時の人権デュー・ディリジェンスの要件化、4. 人権侵害を理由とした制裁措置、5. 貿易協定締結時の相手国の人権デュー・ディリジェンス義務化規定、6. スラップ被害防止法）を、速やかに実施するよう強く要請します。また、これらの措置が政治的な偏向を持たず、個別の人々の人権救済に尽くす目的で制度設計・運用されることも極めて重要です。

日本の外国人技能実習制度によく見られる現代奴隷と呼ばれる強制労働や、児童労働などの搾取、違法な監視等による抑圧、社会的弱者やマイノリティに対する差別や分断助長、安全でクリーンで健康的で持続的な環境への権利侵害等、深刻な人権侵害が蔓延しており、政府開発援助等の開発協力に関連するものを含め、日本国内や世界中に複雑に張り巡らされたバリューチェーン上に存在し、グローバル経済に深刻な影響をもたらしています。政府や企業が、自身のバリューチェーン上における人権への負の影響に取り組み、人権侵害及びそのリスクについて責任ある対応を執ることの必要性が益々緊急性を帯びながら高まっており、これ以上の看過は許されません。

これらの問題を認識し、2011年に国連人権理事会で採択されたビジネスと人権に関する指導原則に従って、日本でも、2020年10月「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」が策定され、2022年9月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が公表されました。これら日本政府の取り組みは一定の評価に値しますが、他のG7参加国と比較して、その法的保護への取り組みは十分であるとは言えません。

他のG7諸国が人権デュー・ディリジェンスに関する法律や措置を急速に導入していることを考慮すると、日本の取り組みは不十分です。企業が自社のバリューチェーン上での人権侵害及びそのリスクに対して取り組み、被害に対して実効的な予防及び救済を確保するためには、①企業に対して人権デュー・ディリジェンスの実施を義務付ける法律の制定、及び②その他の人権デュー・ディリジェンスの取り組みを促進するための各種立法等の導入は必要不可欠です。自主的なガイドライン等では真摯に取り組まない企業のバリューチェーン上でこそ深刻な人権侵害が起きているからです。競争条件の公平性を担保するためにも法律の制定は必要です。また、これらの措置が政治的な手段ではなく、実際に個別の人々の人権救済に尽くす形で制度設計・運用されることも極めて重要です。これらは、指導原則における「人権を保護する国家の義務」としても、今、日本政府が取り組むべき課題です。

そこで来たる2023年5月に開催されるG7広島サミットにおいて、人権の分野においてリーダーシップを発揮するべく、日本政府が、これまでの取り組みをさらに加速させ、企業の取組みの実効性を担保するためのグローバルスタンダードに則った法制化に向けて直ちに動き出し、指導原則に則った人権DDを企業に義務付ける法律を制定すること、及び、その他の人権デュー・ディリジェンスの取り組みを促進するための各種立法等の導入を検討・速やかに実施することを強く要請します。

要請事項は以下の通りです。

- 自社のバリューチェーン上における人権デュー・ディリジェンスの実施及び被害救済のメカニズム設置を企業に義務づける、バリューチェーン上の民事責任に関する条項を含む法律を制定すること
- その他の人権デュー・ディリジェンスの取り組みを促進するための各種立法等の導入（1. 強制労働産品にかかる輸入規制、2. 人権侵害に関わる物品についての輸出規制、3. 公共調達時の人権デュー・ディリジェンスの要件化、4. 人権侵害を理由とした制裁措置、5. 貿易協定締結時の相手国の人権デュー・ディリジェンス義務化規定、6. スラップ被害防止法）を行うこと
- これらの措置が政治的な偏向を持たず、個別の人々の人権救済に尽くす目的で制度設計・運用されること。

日本広島におけるG7サミットは、日本政府による人権尊重のための積極的な行動を明示する極めて重要な機会です。我々市民社会団体は、日本政府によるこれまでのビジネスと人権分野における努力を評価するとともに、G7広島サミットの機会を捉え、世界的な人権侵害に対し、企業の取組みの実効性を担保するまでの効果的かつ迅速な対応を強く求めます。

敬具